第2次 健康日本 21 臼杵市計画





臼杵市平成26年3月

目 次

序	章	計画改定にあたって ・・・・・・・・・・・・・1
	1.	計画改定の趣旨
	2.	計画の性格
	3.	計画の期間
	4.	計画の対象
第1	. 章	臼杵市の概況と特性 ・・・・・・・・・・・・・・5
		市の概要
	2.	人口構成
	3.	健康に関する概況
		1) 出生
		2) 死亡
		3) 平均寿命と健康寿命
		4) 国民健康保険
		(1) 医療費の状況
		(2) 特定健康診査・特定保健指導の状況
		5)若い世代の健康診査
		6) 介護保険
	4.	市の財政状況に占める社会保障費
	5.	一次計画の評価
第	2章	健康づくりの取り組み ・・・・・・・・・・・・30
	1.	今後の健康づくりの方向
	2.	課題別の実態と対策
	1)生活習慣病の発症予防と重症化予防
		(1) 糖尿病
		(2) 循環器疾患
		(3) がん
	2) 健康に関する生活習慣・社会環境の改善
		(1) 栄養・食生活
		(2) 身体活動・運動
		(3) 喫煙

	(4) 飲酒
	(5) 歯・口腔の健康
	(6) 休養・こころの健康
3.	ライフステージ別健康づくりの推進
4.	目標の設定
1. 1 2	計画の推進

<資 料>

序章 計画改定にあたって

序章 計画改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

平成 12 年度より展開されてきた国民健康づくり運動「健康日本 21」は、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸、生活の質の向上を目的として、健康を増進し発症を予防する「一次予防」を重視した取組が推進されてきました。

今回、平成 25 年度から平成 34 年度までの「21 世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本 21(第二次))」(以下「国民運動」という。)では、21 世紀の日本を『急速な高齢化や生活習慣の変化により、疾病構造が変化し、疾病全体に占めるがん、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の割合が増加し、これら生活習慣病にかかる医療費の国民医療費に占める割合が約3割となる中で、高齢化の進展によりますます病気や介護の負担は上昇し、これまでのような高い経済成長が望めないとするならば、疾病による負担が極めて大きな社会になる』と捉え、引き続き、生活習慣病の一次予防に重点を置くとともに、合併症の発症や症状進展などの重症化予防を重視した取組みを推進するために、下記の5つの基本的な方向が示されました。

- (1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底(NCD の予防)*
- (3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (4) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

また、これらの基本的な方向を達成するため、53項目について、現状の数値とおおむね10年後の目標値を掲げ、目標の達成に向けた取り組みがさらに強化されるよう、その結果を大臣告示として示すことになりました。

臼杵市では平成 16 年 3 月に、「健康日本 21」の取組みを法的に位置づけた健康増進 法に基づき、臼杵市の特徴や、市民の健康状態をもとに、健康課題を明らかにした上 で、生活習慣病予防に視点をおいた、健康増進計画「健康日本 21 臼杵市計画」を策定 し、取組を推進してきました。 今回、示された「国民運動」の基本的な方向及び目標項目については、別表1のように考え、これまでの取組の評価、及び新たな健康課題などを踏まえ、第2次健康日本21臼杵市計画を策定します。

参考 基本的な方向の概略

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小

健康寿命:健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間 健康格差:地域や社会経済状況の違いによる集団における健康状態の差

(2) 主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防

がん、循環器疾患、糖尿病及び COPD (慢性閉塞性肺疾患) に対処するため、合併症の発症や症状の進展などの重症化の予防に重点を置いた対策を推進。

(3) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

若年期から高齢期まで、全てのライフステージにおいて、心身機能の維持及び向上に取り組みます。

(4) 健康を支え、守るための社会環境の整備

個人の健康は、家庭、学校、地域、職場等の社会環境の影響を受けることから、 国民が主体的に行うことができる健康増進の取組を総合的に支援していく環境の整備。

(5) 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、喫煙、飲酒及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

対象ごとの特性やニーズ、健康課題等の十分な把握を行います。

2. 計画の性格

この計画は、「臼杵市総合計画」を上位計画とし、市民の健康の増進を図るための基本的事項を示し、推進に必要な方策を明らかにするものです。

この計画の推進にあたっては、国の「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」を参考とし、また、保健事業の効率的な実施を図るため、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する「第2期臼杵市特定健診・特定保健指導実施計画」と一体的に策定し、医療保険者として実施する保健事業と事業実施者として行う健康増進事業との連携を図ります。

同時に、今回の目標項目に関連する法律及び各種計画との十分な整合性を図るもの とします(表1)

表1

法 律	大分県が策定した計画	臼杵市が策定した計画
健康増進法	生涯健康県おおいた21	健康日本 21 臼杵市計画
次世代育成対策推進法	大分県次世代育成支援後期行動 計画	すくすく健やか臼杵っ子育成プ ラン
食育基本法	大分県食育推進計画	臼杵市食育推進計画
高齢者の医療の確保に関 する法律	大分県医療計画	臼杵市特定健診·特定保健指導実 施計画
がん対策基本法	大分県がん対策推進計画	健康日本 21 臼杵市計画に包含
歯科口腔保健の推進に関 する法律	大分県歯科口腔保健計画	健康日本 21 臼杵市計画に包含
介護保険法	大分県老人福祉計画·介護保険 事業支援計画	臼杵市高齢者福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画

乳幼児	学童期	青壮年期	高齢期				
臼杵市総合計画							
第二次臼杵市健康日本21臼杵市計画							
すくすく健や 育成プラン	か臼杵っ子		高齢者福祉計画及 び第5期介護保険 事業計画				
第2期特定健診・特定保健指導実施計画							
	第2期	日杵市食育推進計画					

3. 計画の期間

この計画の目標年次は平成 35 年度とし、計画の期間は平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とします。なお、5 年を目途に中間評価を行います。

4. 計画の対象

この計画は、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた健康増進の取組を推進するため、全市民を対象とします。